

福山市繊維関連事業者応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した繊維関連事業者を支援するため、福山市繊維関連事業者応援金（以下「応援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人で、事業を営む者をいう。
- (2) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、中小企業基本法及び中小企業振興施策に関連する法令に規定する中小企業者又は個人事業主（みなし大企業は除く。）で、次の各号に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 本要綱の施行の日において福山市内に本社があり、別表に掲げる事業区分の要件を有していること。
- (2) 2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること。
- (3) 広島県の新型コロナ感染拡大防止集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。
- (4) 広島県の「令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の応援金等の対象事業者でないこと。
- (5) 「福山市観光関連事業者等応援金」の支給を受けていないこと。
- (6) 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングの修了証の交付を受けていること。
- (7) 第5条の規定による申請以後においても事業を継続する意思があること。
- (8) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (9) 市税を滞納していないこと。
- (10) 広島県の「頑張る中小事業者応援事業」に基づき、他市町が実施する応援金等の支給を受けていないこと。

(支給額)

第4条 応援金の額は、1事業者当たり30万円とする。

(応援金の支給申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者は、福山市繊維関連事業者応援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる必要書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法人においては、履歴事項全部証明書(原本又は写し)、個人事業主においては、運転免許証(写し)又は住民票(原本又は写し)
- (2) 直近の確定申告書等(写し)
- (3) 2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月の売上並びに前年同月の売上を証する書類
- (4) 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)」eラーニング修了証(写し)
- (5) 市税完納証明書(原本又は写し)
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による応援金の支給申請は、1事業者当たり1回限りとする。

(応援金の支給決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で応援金の支給決定及び支給額の確定を行うものとする。

2 市長は、支給決定及び支給額が確定したときは、速やかに支給決定及び支給額確定通知書(様式第3号)により通知するものとし、応援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し及び応援金の返還)

第7条 市長は、申請事業者が偽りその他不正により応援金の支給を受けたときは、支給決定を取り消し、支給した応援金の返還をさせることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)6月25日から施行する。

別表（第3条関係）

日本標準産業分類における次の分類に該当する事業を行う者（繊維関連事業）

大分類	中分類	小分類	
E 製造業	1 1 繊維工業	1 1 0	管理，補助的経済活動を行う事業所
		1 1 1	製糸業，紡績業，化学繊維・ねん糸等製造業
		1 1 2	織物業
		1 1 3	ニット生地製造業
		1 1 4	染色整理業
		1 1 5	綱・網・レース・繊維粗製品製造業
		1 1 6	外衣・シャツ製造業（和式を除く）
		1 1 7	下着類製造業
		1 1 8	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
		1 1 9	その他の繊維製品製造業
I 卸売業， 小売業	5 1 繊維 衣服等 卸売業	5 1 0	管理，補助的経済活動を行う事業所
		5 1 1	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）
		5 1 2	衣服卸売業
		5 1 3	身の回り品卸売業
	5 7 織物 衣服 身の回り品 小売業	5 7 0	管理，補助的経済活動を行う事業所
		5 7 1	呉服・服地・寝具小売業
		5 7 2	男子服小売業
		5 7 3	婦人・子供服小売業
		5 7 4	靴・履物小売業
		5 7 9	その他の織物・衣服・身の回り品小売業